

# 高らかに響く「ひゅうまん・ぼいす」

## 兵庫県における教育権（後期中等教育）保障運動

「ひゅうまん・ぼいす」元事務局長 山田優一郎

### 高等部進学への壁

1980年度がスタートして間もないことだった。校長先生曰く。

「教育には限界がある」「本校は、三原則を守る」

生まれたばかりの若い学校であったが、前年には、兵庫県高等学校教職員組合の分会が結成され「希望するすべての障害児を入れる高等部を！」をスローガンに掲げていた。なぜなら、兵庫県教育委員会は、高等部に入学できる生徒の条件として次の三つの原則を掲げていたからである。①自力通学が可能な者、②身辺自立ができてきている者、③高等部の教育課程が履修可能な者。

校長先生は早々に保護者を集めて県の方針をそのまま伝えた。さっそく、連絡帳で親たちの反撃が始まる。

「昨日の校長先生の話は本当に残酷だと思います」

親たちは、その場で「中三保護者の会」を結成した。何と会長を引き受けたのは、自分の子は100%合格するはずの障害の軽い生徒の父親だった。この会合の間、子どもたちの保育は、全障研で「発達保障理論」を学びつつあった青年教師たちが引き受けた。保護者の動きは早く、すぐに請願署名活動が始まった。全政党的議員が紹介議員となった請願の提出に困り果てた県教育委員会は、とりあえず、私たちの学校の高等部だけ定員を増やし希望者全員が入れる措置をとった。次の年には、お隣の養護学校にも保護者会が結成され、両校の保護者会が合同、やがて、地域の障害児学級の担任や学級の保護者ともいっしょになって「阪神間中三保護者の会」が結成された。「会」は、毎年陳情や請願を繰り返して、阪神地域においては、希望する生徒の高等部「全入」が実現した。しかし、県下では「三原則」によって、各校とも障害の重い子どもたちだけを選んで不合格にする事態が容赦なく続いていた。

### 正人君のこと

岡山正人君(仮名)は、兵庫県の山間地域で生まれた。2歳10カ月の時、けいれん発作をおこし、それからは、発作のたまたかいを続けることになる。町内の通園施設、そしてA養護学校へと進んだ。

「歩くのが好きで、外へ出たくなると玄関へ行って靴を持ってきて、靴を手をぶら下げて……」

朝、夕2回。母親は彼の散歩につれ添った。お父さんが帰

私のクラスのヒサ君(仮名)のお母さんも大変なショックを受けたと長文を寄せてきた。ヒサ君は、難治性のでんかんのため中2まで静岡のでんかんセンターで治療を受けていた。そして、中3の春に戻ってきたばかり。まだ、中学部での教育を受けて数ヶ月しかたっていないのに、もう、来年からあなたの子は、学校での教育は受けられません、と宣告されたのだ。

「でんかんは、あの子の責任ではありません」(母親)

このまま事態が推移すれば、障害の重い子どもたちが高等部へ進学できないことは確実だった。なにしろ、中学部の卒業生だけで高等部の入学定員をはるかに超えていた。

「とにかく、中3の保護者に集まってもらおう」

こうして、中学部3年生の保護者が近くの会館に集まった時、季節はもう秋。ヒサ君たちを救えるか、この会合で親たちが何の方針もださなかったら、お手上げとなる。しかし、

「ついでと今度は、車に乗ってのドライブを要求した。仕事で疲れて帰ってくる父親もそれにつきあった。

「下の子が、ご飯をよく食べさせてくれて助かりました。おかげさまで思いやりのある子に育ちました」

やさしい家族に支えられて、彼は学校生活をおくつてきた。この家族の力と教育によって、できることがひとつずつ増えていく。

「ついこのあいだ学校時代の写真をみてわかったのですが、パンと牛乳を両手に持って給食を食べているんですよ」「両手にですよ！」母親は、強い口調でそう言った。

彼は発作とたたかいながらも中学部の3年生、青年期の入り口まで育ってきた。3月、高等部への進学を希望した。彼は受験した。しかし、彼はその障害の重さのために不合格になった。希望者は定員内であったにもかかわらず、この年、正人君の母校は彼も含め2名の生徒を不合格にした。正人君の行くところがない生活が始まった。

中3担任の話――。

「不合格になった段階で、他の進路も探したが施設などもないで結局、在宅になってしまいました」

在宅生活は1年と少し続いた。やっと町内の授産施設へ行くようになったものの、不合格の決定から1年10ヵ月後、彼は、帰らぬ人となった。

### 15の春を泣かせるな

権利の侵害は命をおびやかす。障害児たちの15の春に引き